

拝啓

貴職におかれましては、マイナンバーカードの普及促進について、平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールであり、健康保険証としての利用や自己の薬剤情報や特定健診情報等の閲覧、公金受取口座の登録、新型コロナウイルスの接種証明書の取得など、その利活用シーンは拡大しています。

現在、政府全体で「令和四年度末までにほぼ全国民に行き渡ること」を目指して、普及に取り組んでおりますが、先日、岸田内閣総理大臣からも、マイナンバーカードの普及と利便向上を強力に進めるよう、改めて、指示があったところであり、総務省においては、新型コロナウイルス感染症対策等への対応の中でこれまで構築してきた自治体との間の連携体制を活用し、省を挙げて、自治体におけるマイナンバーカードの普及促進に向けた取組を支援することといたしました。

いよいよ六月三十日から、マイナポイント第二弾の二万円分すべてのポイントの申込が始まります。本事業は、マイナンバーカードの普及はもとより、キャッシュレス決済の拡大や消費の喚起を図る、経済対策の一環として実施するものであり、一人でも多くの国民にポイントを取得していただけるよう、ポイントの対象となるマイナンバーカー

ドの申請期限である、本年九月末までの時期に、申請機会の拡大に重点的に取り組むことが極めて重要です。

このため、総務省では、市区町村等と連携の上、全国五百か所に臨時のカード申請受付窓口を設置する申請促進キャンペーンを四月から実施するとともに、カード未取得者に対し、QRコード付きの交付申請書を七月頃から順次送付する予定としております。また、マイナポイント第二弾に係る集中的な周知広報や全国商業施設でのポイント申込サポート等も行っております。

貴団体においても、こうした国の事業とも連携しながら、地域における申請機会の拡大が図られるよう、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、ワクチン接種会場や期日前投票所、商業施設等での出張申請受付や申請サポートの実施、希望する企業や地域の各種団体等を訪問しての申請受付等に積極的に取り組んでいただくことについて、市区町村への適切な助言をお願いするとともに、都道府県自ら、市区町村と連携して、さらなる普及促進に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、商品券の配布を含む宣伝及び集客等に係る経費など、市区町村における申請促進の取組等に要する経費には、マイナンバーカード交付事務費補助金をぜひ積極的に御活用いただきたいと考えております。また、昨年度に国が作成した動画やノベルティなどの広報素材は令和四年度も引き続き御使用いただけます。

新型コロナウイルス感染症への対応を通じ、改めて、社会全体のデジタル化が強く求められる中、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードを国民に広く普及させていく

ことが必要となります。私自身、先日、全国知事会を訪問し、会長に直接、都道府県の積極的な取組を要請させていただきましたが、より一層の普及を進めていくためには、トップが強いリーダーシップを発揮して取り組むことが大変重要です。改めて、格別の御協力を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

末筆ながら、貴職の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

令和四年五月十七日

総務大臣

金子恭之

都道府県知事 殿

拝啓

貴職におかれましては、マイナンバーカードの普及促進について、平素より格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールであり、健康保険証としての利用や自己の薬剤情報や特定健診情報等の閲覧、公金受取口座の登録、新型コロナウイルスの接種証明書の取得など、その利活用シーンは拡大しています。

現在、政府全体で「令和四年度末までにほぼ全国民に行き渡ること」を目指して、普及に取り組んでおりますが、先日、岸田内閣総理大臣からも、マイナンバーカードの普及と利便向上を強力に進めるよう、改めて、指示があったところであり、総務省においては、新型コロナウイルス感染症対策等への対応の中でこれまで構築してきた自治体との間の連携体制を活用し、省を挙げて、自治体におけるマイナンバーカードの普及促進に向けた取組を支援することといたしました。

いよいよ六月三十日から、マイナポイント第二弾の二万円分すべてのポイントの申込が始まります。本事業は、マイナンバーカードの普及のみならず、キャッシュレス決済の拡大や消費の喚起を図る、経済対策の一環として実施するものであり、一人でも多くの国民にポイントを取得していただけるよう、ポイントの対象となるマイナンバーカー

ドの申請期限である、本年九月末までの時期に、申請機会の拡大に重点的に取り組むことが極めて重要です。

このため、総務省では、市区町村等とも連携の上、全国五百か所に臨時のカード申請受付窓口を設置する申請促進キャンペーンを四月から実施するとともに、カード未取得者に対し、QRコード付きの交付申請書を七月頃から順次送付する予定としております。また、マイナポイント第二弾に係る集中的な周知広報や全国商業施設でのポイント申込サポート等も行っております。

貴団体においても、こうした国の事業とも連携しながら、地域における申請機会の拡大が図られるよう、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じた上で、ワクチン接種会場や期日前投票所、商業施設等での出張申請受付や申請サポートの実施、希望する企業や地域の各種団体等を訪問しての申請受付等に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、商品券の配布を含む宣伝及び集客等に係る経費など、申請促進の取組等に要する経費にはマイナンバーカード交付事務費補助金をぜひ積極的に御活用ください。また、昨年度に国が作成した動画やノベルティなどの広報素材は令和四年度も引き続き御使用いただけます。

新型コロナウイルス感染症への対応を通じ、改めて、社会全体のデジタル化が強く求められる中、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードを国民に広く普及させていくことが必要となります。私自身、先日、全国知事会を訪問し、会長に直接、都道府県による市区町村への支援を要請させていただきます。また、全国市長会会長、全国町村会会長に

も、直接、申請促進の取組を要請させていただく予定として
おります。より一層の普及を進めていくためには、トップが
強いリーダーシップを発揮して取り組むことが大変重要で
す。改めて、格別の御協力を賜りますよう、心からお願ひ申
し上げます。

末筆ながら、貴職の御健康と益々の御活躍をお祈り申し上げ
ます。

敬具

令和四年五月十七日

総務大臣

金子恭之

市区町村長

殿